

## 給与関係閣僚会議議事要旨

開催日時：令和2年11月6日（金）（構成員全員による持ち回り開催）

議事内容：

- 1 「公務員の給与改定に関する取扱いについて（案）」については、案のとおり決定した。
- 2 「内閣官房長官談話」については、案のとおり決定した。

各大臣意見：

○河野国家公務員制度担当大臣

- ・ 一般職の国家公務員の給与については、労働基本権制約の代償措置の根幹をなす人事院勧告制度を尊重するとの基本姿勢の下、勧告どおりボーナスを改定することとし、報告どおり月例給を据え置く方針を決定することが適当である。
- ・ 特別職の国家公務員の給与については、一般職の国家公務員の給与改定に準じて取り扱うことが適当である。

○麻生財務大臣

- ・ 人事院勧告については、これを尊重するとの基本姿勢の下、取扱方針を決定しているところであり、今回、勧告どおり実施することに、異存はありません。
- ・ いずれにせよ、日本の極めて厳しい財政状況を踏まえ、今後とも、総人件費の抑制に努めていく必要があると考えます。

○武田総務大臣

- ・ 地方公務員の給与につきましては、国家公務員の給与改定に関する取扱いが決定されれば、これを基本として決定すべきものであると考えます。
- ・ また、地方公共団体における給与の適正化や適正な定員管理につきましても、これを引き続き推進してまいりたいと考えております。

○田村厚生労働大臣

- ・ 本年の人事院勧告については、現下の経済・雇用情勢を踏まえ、様々な角度から真剣かつ慎重な検討が加えられ、出されたものであると認識している。
- ・ 私としては、労働基本権制約の代償措置である人事院勧告制度を維持・尊重する立場に立って、本日の会議において、勧告どおり給与改定を行う方針を決定することが適当であると考えます。

○西村内閣府特命担当大臣（経済財政政策担当）

本年の人事院勧告は、緊急事態宣言によって経済を人為的に止めていた影響を受けた民間給与の動向を反映したものと受け止めています。国家公務員の給与については、社会一般の情勢に適応させる人事院勧告を尊重するとの基本的立場から、勧告どおり改定を実施する方針を決定することが適切と考えます。

以 上